

東京薬科大学知的財産ポリシー

(平成 25 年 7 月 4 日制定)

東京薬科大学（以下「本学」という。）は、人類の福祉と発展に貢献するため、研究成果の公開を積極的に進めるとともに、研究成果である「知的財産」の活用を促進し、さらなる教育、研究の活性化、知的財産の創出を進めるため、以下の知的財産ポリシーを定める。

（知的財産の活用）

1. 産業界をはじめとして、広く企業、官庁等との産官学連携を推進し、受託研究、共同研究等による知的財産の創出を図るとともに、技術移転を促進し、新産業や新技術の創出に貢献する。

（知的財産の帰属）

2. 本学の職員等が本学の資金、施設、設備その他の資源を使用して行った研究により生じた発明等は職務発明等とし、その知的財産にかかる本学の職員等の持ち分の権利は、原則として本学に帰属するものとする。ただし、特別の事情があると本学が認めるときは、本学として当該権利を承継することなく、発明者個人に返還し、あるいは、企業に譲渡することができる。

（知的財産の承継）

3. 知的財産の本学への承継にあっては、質を重視し、近い将来の実用化の可能性に基づいて判断する。

（知的財産の届出）

4. 発明者は、速やかに発明等を本学知的財産創成委員会（以下「委員会」という。）を經由して学長に届け出るものとする。

委員会は、発明等を承継するか否かについて、速やかに委員会において評価を行い、権利継承の可否を判断し、結果を学長に報告する。本学が承継すると判断した発明等については、本学がその責任のもとに出願の手続きを行い、権利化を目指す。

（発明者等への補償）

5. 知的財産の活用によって本学が収入を得た場合には、発明者、研究室等、大学に適切に還元する。詳細は本学「職務発明規程」及び「発明収入配分規則」に従うものとする。

（知的財産に関する教育・普及）

6. 知的財産に関する知識とその創出への意欲の向上のため、職員及び学生への教育・普及活動を行う。

（守秘義務）

7. 本学職員等は、機密の保持に努めることとし、知的財産の流出防止を図る。また、産官学連携にともない締結された守秘義務を遵守するものとする。

以上